

会 則

平成23年6月 2日 施行
平成26年6月25日 改定

札幌日台親善協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、札幌日台親善協会（以下「協会」という）と称する。

(事務局)

第2条 協会を運営するために次の機関を置く。

1. 会務を執行するため札幌市内に事務局を置く
2. 事務局長は会長が任命する

(目的)

第3条 協会は札幌市及び周辺と中華民国(台湾)との親善並びに友好を促進すると共に、民間レベルによる文化及びスポーツ、経済交流の促進を目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 札幌と中華民国（台湾）の文化・教育・経済及び社会諸分野における交流並びに情報交換すること
2. 前項に伴う講演会・講習会・交換研修・視察等の開催に関すること
3. 相互の親善に伴う交流促進に関すること
4. 相互の産業・貿易の交流促進に関すること
5. その他、目的を達成するための必要な事項に関すること

第2章 会員及び会則

(会員)

第5条 協会員は「法人会員」と「個人会員」の2種類とする。

(入会)

第6条 協会の会員入会については、次のとおりとする。

1. 協会の運営に関し会長が特に必要と認めた者
2. 入会申込書（札幌協様式1）に会費を添えて事務局に申し込むものとする
3. 協会に入会しようとする者は、入会申込書に既会員の紹介者記入を要し、理事会の承認を受けなければならない

(退会並びに資格喪失)

第7条 協会の会員退会並びに資格喪失については、次のとおりとする。

1. 退会届（札幌協様式2）を事務局に提出したとき
2. 入会金を支払いした日から1年を経過し、2ヶ月を経過しても入会金を納められていない場合は退会とする

3. 会員が死亡した場合、又は法人会員の団体が消滅したとき
4. 協会員としてふさわしくないと理事会で判断した場合は退会させる場合がある
5. その他、会長の承認を得た場合は退会出来るものとする

(会費と不返還)

第8条 会費は次の会費とする。

1. 法人会員（一口） 年額5,000円
2. 個人会員（一口） 年額3,000円
3. 退会並びに資格喪失しても納入済みの会費については返還しない

第3章 役員

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 (総会で選出)
2. 副会長 5名以内 (総会で選出)
3. 理事 10名以内 (会長が委嘱し、総会で承認)
4. 監事 2名以内 (総会で選出)

(役員任期)

第10条 役員任期は次のとおりとする。

1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする

(顧問及び相談役)

第11条 協会に顧問及び相談役を置くことができる。

1. 顧問及び相談役は協会に功労のあった者、又は学識経験者から会長が委嘱する
2. 顧問及び相談役は、協会の目的達成に必要な重要事項について会長の諮問に応ずる

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第13条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めた時に招集する。

2. 総会において決議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業計画並びに収支予算、事業報告並びに収支決算に関する事項

- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(理事会)

第14条 理事会の開催は次のとおりとする。

- 1. 理事会は、会長が必要と認める時に招集する
- 2. 理事会において決議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会で決議する事項
 - (2) 協会の運営に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項

(会議の運営)

第15条 会議の運営は次のとおりとする。

- 1. 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出があるときは出席とみなすこととする。
- 2. 会議の議長は、会長があたる。

(議事の表決)

第16条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第17条 会計は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第18条 協会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計書類等)

第19条

- 1. 会長は、毎年度事業終了後、次の書類を作成し、通常総会までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支に関する決算書類
 - (3) その他必要な書類
- 2. 監事は前項の書類を受理したときはこれを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3. 会長は、前項の書類及び報告書について総会の承認を得た後これを事務局に保管しておかなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、協会事業の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

施行 平成23年6月 2日

改定 平成26年6月25日 第6条3項の追加

